

社会保障・税番号制度の概要について

社会保障・税番号制度（以下、マイナンバー制度）については、平成 25 年 5 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法）が公布されましたが、本年 10 月から個人番号（マイナンバー）の付番や通知、28 年 1 月からは個人番号の利用や個人番号カードの交付が開始されるなど、今年度から制度の運用が始まります。

1 概要

(1) 制度の概要

- ア マイナンバー制度とは、複数の機関等に存在している個人の情報を個人番号を使って、同一人の情報であることの確認を行うための仕組みです。
- イ 社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性が高く、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されます。

(2) 個人番号の利用範囲

- ア 番号法に規定する「社会保障・税・災害対策分野」における行政事務となっています。
- イ 平成 30 年 10 月頃を目途に、国は利用事務の拡大を検討します。

(3) 導入の意義

- 複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であることの確認を行うことで、市民の利便性の向上や、行政の業務の効率化が図れます。
- ア 申請者が窓口で提出する書類が簡素化されます（市民の利便性向上）
- イ 情報の確認作業に生じているコストが削減されます（行政の業務の効率化）

2 広報・周知

専用 WEB ページでの制度概要の説明に加え、「広報よこはま（9 月と 12 月を予定）」への掲載、チラシの配布など、周知・広報に取り組んでいきます。また、個人番号の通知などに併せて、本市コールセンターの設置を予定しています。

3 主なスケジュール

- 平成 27 年 10 月 個人番号の付番、通知カードの送付
- 平成 28 年 1 月 個人番号の利用開始、個人番号カードの交付開始
- 平成 29 年 1 月 国の機関間で情報連携の開始
- 7 月 地方自治体等との情報連携の開始

	26 年	27 年	28 年	29 年
番号通知・ カード交付・ 番号利用 情報連携	国の省令等の整備		番号通知	個人番号カードの交付 番号利用開始(社会保障・税・災害対策分野) 情報連携開始 ・29 年 1 月～国の機関間 ・29 年 7 月～地方公共団体等
周知・啓発	広報等を活用した周知・啓発			

4 平成 27 年度の主な取組

(1) 個人番号の付番、通知カードの送付【平成 27 年 10 月】

平成 27 年 10 月から氏名、住所、生年月日、性別に関連づけられた新たな「個人番号」を付番するとともに、個人番号をお知らせする「通知カード」を各世帯に送付します。このカードは個人番号を確認するための資料として使用します。

【通知カードについて】

- 記載項目 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号
材質等 紙の予定
その他
- ・初回送付分は無料 ※再発行は有料（予定）
 - ・顔写真はなし
 - ・有効期限は設けない予定

個人番号	XXXXXXXXXXXX
生年月日	○年○月○日
性別	○
氏名	○○ ○○
住所	○×△○×△

【通知カードイメージ】

(2) 個人番号の利用開始、個人番号カードの交付【平成 28 年 1 月】

平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始されます。また、住民基本台帳カードに代わり、個人番号カードを申請に応じて、通知カードと引き換えに交付します。この個人番号カードは、個人番号と氏名、住所、生年月日、性別及び顔写真が記録され、各区役所の窓口などで本人確認資料や個人番号を確認するための資料として使用します。

【個人番号カードについて】

- 記載項目 氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、顔写真、有効期限
材質等 ICチップ付きプラスチックカード
その他
- ・初回交付分は無料 ※再発行は有料（予定）
 - ・有効期限は発行後 10 年間
 - ・e-Tax やコンビニエンスストアにおける証明書発行サービス（以下、コンビニ交付）で利用する公的個人認証が標準搭載
 - ・コンビニ交付で利用する場合、自治体毎に ICカードを取り扱うためのシステムを構築する必要がない。



【個人番号カードイメージ】

(3) 個人番号カードの臨時交付窓口

個人番号カードの交付開始時期（28 年 1 月）と区役所窓口の繁忙時期が重なることから、窓口等の混雑を緩和するために、各区役所等に個人番号カード交付専用の窓口（臨時交付窓口）を当面の間、開設をする予定です。

(4) 関連条例の整備

番号法に定めのあるもののほか、社会保障、地方税、防災に関する事務その他これらに類する事務については、地方公共団体が条例で定めることにより個人番号の利用が可能です。

あわせて、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の保護への対応なども必要となり、現在、その取り組みを進めております。

これらに関連した条例の整備については、総務局が中心となり全庁的に準備を進めているところです。

5 「証明発行サービスのあり方」に関する検討について

現在、住民票や印鑑証明書などの証明書発行サービスについては、区役所のほか、交通結節点となる主要駅に行政サービスコーナーを設置し、職員による対面式のサービスにて提供してきましたが、住民票をはじめとする証明発行数は、年々減少傾向にあり、マイナンバー制度の運用開始によってさらに減少することが見込まれています。

こうした状況を踏まえ、中期4か年計画でも掲げてございますが、今回のマイナンバー制度導入を契機として、身近で利用できるコンビニ交付の導入や、既存のサービス拠点の見直しなど、証明発行サービスの利便性向上や効率化について、検討を進めていきたいと考えております。

■中期4か年計画

行政運営5 おもてなしの行政サービスの充実とコーディネート型行政の推進

3 市民のニーズに応じた窓口サービスの提供

マイナンバー制度の導入を機に、身近で利用できるコンビニエンスストアにおける証明書発行サービスの導入の検討など、証明発行サービスや窓口の効率化・利便性向上に取り組んでいきます。

また、窓口サービス向上の取組を引き続き進め、職員一人ひとりが市民目線で行動し、正確で親切・丁寧な、市民にとって分かりやすい窓口サービスを提供します。

【現在開設している拠点一覧】

拠点名	区役所(市内18か所)	行政サービスコーナー 市内13か所	区独自拠点 4区5か所 (旭・金沢・青葉・瀬谷)
	届出窓口・証明発行窓口		
証明書交付方法	対面		
取扱時間 (年末年始を除く)	平日 8:45~17:00	平日 7:30~19:00	各拠点による
	土曜(第2・4)9:00~12:00	土・日 9:00~17:00	

〈参考〉

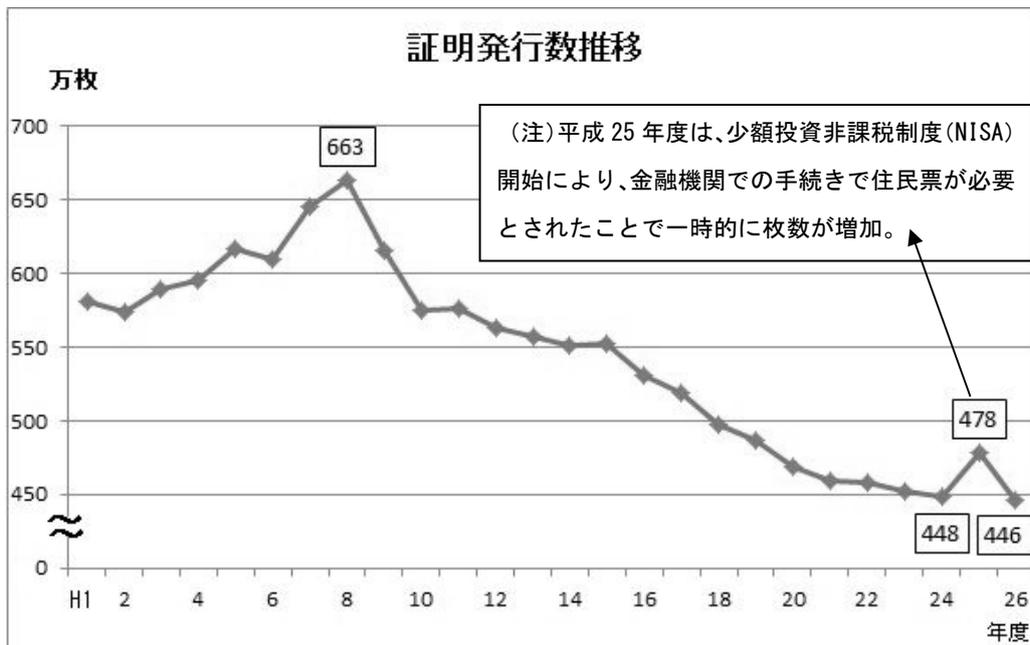
コンビニ 市内 約1,100店舗
マルチコピー機
6:30~23:00

(1) 証明発行数の推移について

少子高齢化やITの進展、生活環境の変化によって、証明発行数は年々減少の傾向にあります。

これまで増加傾向にあった証明発行数は、平成8年度の約660万枚をピークとし、毎年減少傾向にあり、26年度までの18年間で、約30%（約220万枚）の減少となっています。

今後、マイナンバー制度が導入され、国や地方自治体の間で情報連携が進むことによって、さらに証明発行数の減少が見込まれます。



※少額投資非課税制度(NISA)とは…

日本において、株式や投資信託の投資に対して、税制上20%かかる売却益と配当への課税を年間100万円を上限に非課税とする制度

(2) コンビニ交付サービスのメリットと課題

ア メリット

(ア) 証明書発行場所・時間の拡大

コンビニは、市内約1,100店舗、全国約46,000店舗（H27.2時点）あり、店内に設置されているマルチコピー機で6:30～23:00まで利用することができます。

また、利用者自身が操作するため、待ち時間が少ないなど市民の利便性の向上につながります。

(イ) 行政のコストメリット

マルチコピー機などの機器の設置や設置場所の賃料等に関する固定経費を行政側で負担する必要がないため、これまでより安価なコストで運用が可能です。

イ 課題

コンビニ交付を利用するためには、マイナンバー制度に基づく個人番号カードを使用し、利用者自身が操作する必要があるため、個人番号カードを持たない市民のほか、機器操作が不得手な市民、必要な証明書を相談したい市民は利用することはできません。

また、コンビニ交付はすべて有料での交付となるため、無料（法令により手数料が免除）の証明書は受け取れません。

【コンビニ交付利用の可否】

	コンビニ交付可能	コンビニ交付不可
個人番号カード	カードを持っている人	カードを持ってない人
コンビニでの操作	コピー機を自ら操作できる人 必要な証明書がわかる人	機器操作が不得手な人 必要な証明書を相談したい人
申請者の別	本人または同一世帯人 (戸籍関係証明は同一戸籍人)	代理人による請求 第三者からの請求
証明書の手数料	有料交付の人	無料交付を希望する人

(3) 今後の予定

今後の証明発行サービスのあり方については、本常任委員会をはじめ、外部有識者や市民への意見聴取などを行う中で議論を深め、27年末には方向性を確定させたいと考えております。

【今後の主なスケジュール（案）】

- 6～7月 外部有識者への意見聴取
- 8月 市民への意見聴取
- 9～10月 第3回定例会 常任委員会でご説明
- 10～11月 外部有識者への意見聴取
- 12月 第4回定例会 常任委員会でご説明